

【表】

令和 7 年 月 日

上尾市長 殿

誓 約 書

(届出者)

団体名 _____

団体所在地 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____

当団体は、こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱に基づき、申請書類一式を届け出るにあたり、届け出る内容の一切について事実と相違ないこと、同要綱に掲げる内容を満たしているほか関係法令等を遵守していることを誓約します。

誓約書は直筆で記入をお願いします

こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱（抜粋）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内においてこどもの居場所の設置及び運営を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の構成員が概ね 3 人以上であること。
- (2) 団体としての定款又は会則を備えていること。
- (3) こどもの居場所を利用することができる者が市内に住所を有するこども及びその保護者（以下この条において「利用対象者」という。）であること。
- (4) こどもの居場所を利用対象者が利用する場合において、食事の提供、食品の配布、物品の提供及びブレイパークの提供に係る利用料が無料又は当該食事、食品及び物品（ブレイパークの提供に必要な物品を含む。）に係る調達費に相当する額を超えない額であること。
- (5) こども食堂における食事の提供にあつては、埼玉県鴻巣保健所に開設している旨を届け出ていること。

【裏】

- (6) こどもの居場所を利用することができる日において、常駐の責任者を配置していること。
- (7) こどもの居場所の設備、周囲の環境、利用時間等に配慮するとともに、利用者及び従業員の事故発生時の補償、賠償等のため保険に加入していること。
- (8) こどもの居場所を利用することができる日をあらかじめ計画し、年間（こどもの居場所を年度の中途において設置した場合にあっては、当該こどもの居場所を設置した月の翌月 1 日から当該設置した月の属する年度の末日までの間）を通して、次のアからウまでに掲げる支援の区分に応じ当該アからウに定める月数につき平均 1 日以上、こどもの居場所を利用することができること。
 - ア こども食堂における食事及びプレーパークの提供 1 月
 - イ フードパントリーにおける食品の配布 2 月
 - ウ 衣類、文房具、生理用品その他こどもの生活に必要な物品の提供 3 月
- (9) こども食堂における食事の提供及びフードパントリーにおける食品の配布にあっては、これらの支援を行う前に、こどもの居場所の利用者の食物アレルギーの有無を確認することができる体制を整備していること。
- (10) プレーパークの提供にあっては、こどもの安全を確保しながら遊びを支援する者を配置すること。

（中間省略）

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、こどもの居場所を運営する団体並びにその代表者及び従業員がこどもの居場所を運営する事業を実施する場合において、営利活動、宗教活動若しくは政治活動又は公序良俗に反した行為を行っていると認められるときは、補助金の交付を受けることができない。

（中間省略）

第 7 条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 支援が必要なこどもを把握し、必要に応じて関係行政機関等につなげることができるよう努めること。
- (2) こどもの居場所を利用することができる日において、1 日につき 5 人以上の食事の提供、食品の配布、物品の提供又はプレーパークの提供ができるように努めること。
- (3) こどもの居場所の利用者に対するこどもの学習面における支援、レクリエーション活動、相談の場の提供等により、こどもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- (4) 市から活動状況の報告及び確認を求められた場合には、協力するよう努めること。